

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(届出)</p> <p>第十九条 別表第三の上欄に掲げる漁業を同表の下欄に掲げる海域において営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が定める様式による届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届出なければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割に係るものであるときは、その事実を証する書面を添えなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(届出)</p> <p>第十九条 別表第三の上欄に掲げる漁業を同表の下欄に掲げる海域において営もうとする者は、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が定める様式による届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届出なければならない。</p> <p>一 漁船法による漁船の登録の謄本</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続若しくは法人の合併若しくは分割又は船名若しくは船舶の総トン数の変更に係るものであるときは、その事実を証する書面又は漁船法による漁船の登録の謄本若しくは船舶安全法に基づく船舶検査証書の写しを添えなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>